

西表島森林生態系保護地域保全管理計画

平成28年 3月

九州森林管理局

目 次

はじめに	1
第1 対象地の概要	3
1 位置・面積等	3
2 自然環境	3
(1) 気候	
(2) 地形・地質及び土壌	
(3) 生態系	
3 社会情勢	5
(1) 産業	
(2) 土地利用と地域開発計画	
(3) 利用状況	
第2 保全管理に関する基本的事項	8
1 保全管理の考え方と重点事項	8
2 保存地区	8
(1) 森林管理	
(2) 森林利用	
3 保全利用地区	8
(1) 森林管理	
(2) 森林利用	
4 その他国有林野	9
第3 保全管理に関する具体的事項	10
1 管理に関する事項	10
(1) 希少種・固有種に関する事項	
(2) 外来種に関する事項	
2 利用に関する事項	11
(1) 一般の利用に供する歩道等	
(2) 調査・研究目的による利用	
(3) 利用ルールの周知	
(4) その他	
第4 推進体制等	13
1 保全管理委員会	
2 モニタリング調査等	
3 情報提供・普及啓発	
4 関係機関等との連携	
5 世界自然遺産との関係	

はじめに

国有林野には、原生的な生態系や、貴重な野生動植物が生息・生育する森林が多く残されている。国有林野事業では、このような貴重な森林を「保護林」に設定し、目的に応じ自然の推移に委ねた管理等を行っている。また、必要に応じて植生の回復や保護柵の設置を行うなど、貴重な自然環境の適切な保全・管理に努めている。

西表島の国有林野は島の約9割を占め、マングローブ林のほか、スダジイ（イタジイ）、オキナワウラジロガシ、タブノキ等で構成され、大陸遺存種である温帯系のものと熱帯系のものが入り交じった植生を形成している。また、植物群落全体の種の組合せが原生林に極めて近いと言われ、学術的にも非常に価値の高い森林を擁していることから、平成3年3月、設定委員会の審議を経て、浦内川流域（分収造林地、農用地等を除く）、仲間川流域のほか、古見岳周辺から浦内にかけての北面の断崖地帯、南風見海岸を含む地域を森林生態系保護地域に設定した。その後、設定から約20年が経過し、長期にわたり人手が加えられていない天然性林がその区域外にも広がった。また、西表島では昔から生活の一部として国有林野内でイノシシ猟や山菜等の採取が行われているほか、近年、西表島森林生態系保護地域の区域内を流れる浦内川や仲間川沿い、その区域外を流れる中小河川沿いでもエコツアーが行われるようになった。このような状況の変化を踏まえ、平成21年1月に西表島森林生態系保護地域設定委員会を設置し、原生的な天然林の保存のほか、狭小な島嶼の保護林の一体的管理の確保に配慮するよう検討を重ね、平成24年と平成27年に既設の森林生態系保護地域の区域を拡張した。そして、分収造林地および農用地等を除く、西表島の国有林野のほぼ全域に分布する原生的な天然林や自然性の高い森林、希少種の生息・生育地等について、地域住民によるイノシシ猟や山菜等の採取、森林環境教育、森林レクリエーション利用と調和を図りつつ、森林生態系保護地域として適切に維持・保存することとした。

また、西表島が属する琉球諸島については、平成15年の「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、大陸との関係において独特な地史を有し極めて多様で固有性の高い亜熱帯生態系や珊瑚礁生態系を有している点、また優れた陸上・海中景観や絶滅危惧種の生息地となっている点が評価されるなど、世界自然遺産に定める登録基準と完全性の条件を満たす可能性が高い地域のひとつとされた。そして、平成25年12月には、奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会において、西表島を含む4島（地域）を推薦候補地とすることが決定され、今後登録に向けた課題への対処を進めることが求められている。また、この地域は人為活動等による生態系への影響が懸念されており、科学的根拠に基づき関係者の合意の下に保全と利用の調整を進める必要がある。

このような状況を踏まえ、一連の取組を計画的に行うための総合的な指針として、西表島森林生態系保護地域保全管理委員会での議論を受けて「西表島森林生態系保護地域保全管理計画」を策定し、西表島の特質を踏まえた国有林野の保全管理のあり方を明らかにすることとした。

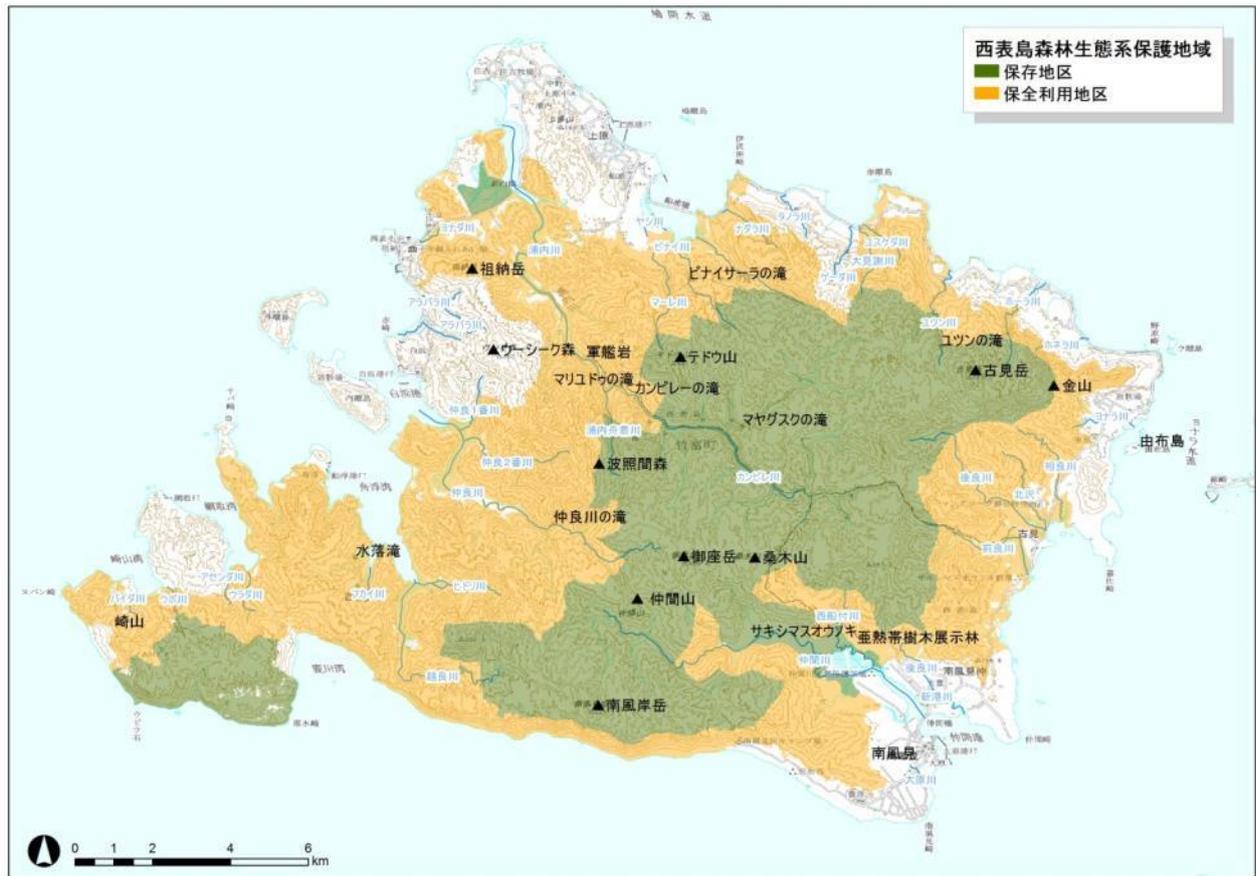


図 西表島森林生態系保護地域位置図

第1 対象地の概要

1 位置・面積等

沖縄県八重山郡竹富町（西表島）

西表島は、八重山群島最大の島で、北緯24°15'～26'、東経123°39'～56'の地点に位置し、島の周囲は130km、面積は28,900haで、島の形は東西30km南北20kmのほぼ平行四辺形であり、国有林野は、24,500haで西表島総面積の85%を占めている。

主な山岳は、古見岳469m、波照間森447m、テドウ山441m、南風岸岳425m、御座岳420m等がある。また、主要な河川は、浦内川、仲間川、仲良川のほか、前良川、後良川、クイラ川等がある。

2 自然環境

(1) 気候

平均気温は約24℃、年降水量は約2,300mmで海洋性気候に属している。

(2) 地形・地質及び土壌

ア 地形

西表島は、全域がほとんど山岳におおわれ、北東部に主峰古見岳（469m）、中央部北寄りにテドウ山（441m）、西寄りに波照間森（447m）、南寄りに御座岳（420m）、南部に南風岸岳（425m）があり、ほぼ平行四辺形の島である。

主な河川は、これらの山の間を東西方向に流れている。浦内川は、古見岳に源を發しテドウ山と波照間森の間を流れ、長さ13.1km、流域面積54.24km²の琉球列島最大の河川である。下流の川岸は、平坦地が広がりマングローブ林となっている。その他河川には仲間川、仲良川、後良川、クイラ川等がある。

島の東部、北部は広い海岸段丘となって一部海蝕崖が発達している。南部は山が海にせまり高さ200m以上の絶壁をなしている。

イ 地質

西表島の大部分は、新第三紀に属する砂岩、頁岩などからなる八重山夾炭層群が分布する。北東部には、この島の基盤であるトムル層と呼ばれる古生層があり、その周囲に安山岩質集魂岩又は凝灰岩の火山岩類がみられる。祖納周辺、浦内川及びヒナイ川一帯には丸い礫からなる祖納礫岩が分布し、古見から高那、上原一帯の海岸段丘には琉球石灰岩層がみられる。

このほか、河口一帯は沖積層、海岸は一部隆起サンゴ礁が分布する。

ウ 土壌

西表島の土壌は、黄色土約90%、赤色土約6%、グライ土壌約4%からなり、その他塩基系赤色土及び未熟土がわずかず分布している。黄色土の類型割合は、乾性のYB型、YC型土壌が56%、適潤性のYD(d)型土壌が44%となっている。これらの土壌型の一般的な分布傾向を地形的にみると、緩やかな尾根、凸傾斜面には、YB型土壌が、その周辺にはYC型土壌が分布する。また、谷頭の集水地にはYD型、谷沿いにはYD(d)型土壌が分布する。

グライ土壌は、河口付近に分布しマングローブ林に覆われている。

(3) 生態系

ア 植物相

西表島の森林は、日本列島の常緑広葉樹林帯に属している。西表島の山地には、スタジイ（イタジイ）、オキナワウラジロガシの占有する照葉樹林が広がっており、山頂部の風衝地には、リュウキュウチクが密生している。低地の石灰岩地域には、ガジュマル、ギランイヌビワ（コニシイヌビワ）などの占有する群落が見られ、河口付近にはマングローブ林、サガリバナ林など熱帯に共通な群落が発達している。また、国指定の天然記念物であるウブンドルのヤエヤマヤシ群落や巨樹・巨木百選に選定されている仲間川のサキシマスオウノキの大木など、西表島を特徴づける植物相となっており、林内にはモノドラカンアオイ、ヤエヤマヒメウツギ、イリオモテガヤ、イリオモテトンボソウなど数多くの固有種等の希少種が確認されている。

(ア) 照葉樹林

西表島の代表する高木は、スタジイ（イタジイ）、オキナワウラジロガシ、タブノキ、などで、関東以南の照葉樹林と大差のないものであるが林内には本土の照葉樹林に特徴的なヤブツバキはあまり出現せず、汎熱帯的なツルアダンが高い頻度で出現することなどから、西表島の照葉樹林は亜熱帯に成立する独特な照葉樹林として位置づけられている。林内にはヤエヤマオオタニワタリ、リュウキュウセッコクなどの着生植物や、ツルアダン、シラタマカズラなどのツル性植物が豊富で、本土の照葉樹林とは異なり熱帯的様相の濃いものである。西表島の照葉樹林は、オキナワウラジロガシ群集、ケナガエサカキースタジイ群集などのほか、数タイプの群落があるが、植物社会学的には、リュウキュウアオキースタジイ群団に属している。

(イ) マングローブ林

マングローブ林は、熱帯地方の海岸、入江、河口の泥湿地で、満潮時に海水にひたる場所に生育している樹木類の総称である。マングローブ林は、鹿児島県喜入のメヒルギ群落が北限で種子島、奄美大島などでもみられるが、群落の構成種は少なく規模も小さいものである。

西表島のマングローブ林は、大規模な群落がほとんど自然のままの状態に残されており、仲間川及び与那田川のマングローブ林は国指定の天然記念物にも指定されている。

西表島におけるマングローブ林の主な構成種は、オヒルギ、ニッパヤシ、ヒルギダマシ、ヒルギモドキ、マヤブシキ、メヒルギ、ヤエヤマヒルギの5科7種で、塩分濃度の高い海寄りの場所では、マヤブシキやヒルギダマシが生育し、陸地に向かってヤエヤマヒルギの林分になっていることが多い。ヤエヤマヒルギの林分にはオヒルギが侵入し、泥が集まって陸地化が進んだ場所や淡水供給が多い場所ではオヒルギの純林となっている林分が多い。オヒルギの純林の中では潮の流れなどによる泥が滞留・集積することなどによって陸地化が徐々に進みつつあり、海水の影響がほとんどないような場所ではサキシマスオウノキなどが、さらに陸地化が進むとサキシマハマボウやアダンなどの随伴種が現れる。

イ 動物相

先島諸島に含まれる西表島は、琉球列島中もっとも遅くまで中国大陸と陸つづきであったため、大陸からの隔離の歴史は長くない。そのため西表島に生息する、国の天然記念物のイリオモテヤマネコやその他の固有種・亜種の近縁のものが、台湾や東南アジアに分布している。また、鳥類・両

生類・爬虫類では近接地域との共通種も多い。なお、分類ごとの主な特徴は以下に記載した。

(ア) 哺乳類

国指定特別天然記念物及び国内希少野生動植物種に指定されているイリオモテヤマネコは、これまで山地部の利用は少ないとされてきたが、近年の研究から低地部から山地部まで全島の多様な環境を利用することが明らかになった。リュウキュウイノシシは、かつて飼育されていたイノブタとの交雑が確認されており、交雑種の生息拡大が懸念されている。また、コウモリ類では食果性のヤエヤマオコウモリと食虫性のリュウキュウユビナガコウモリ・ヤエヤマコキクガシラコウモリ・カグラコウモリが生息している。このうち食虫性コウモリ類3種は鍾乳洞や炭鉱の廃坑などの極めて特殊な環境である洞窟を休息および出産哺育の場として利用している。

(イ) 鳥類

鳥類の大部分は渡り鳥で、西表島は本土と中国大陸あるいは東南アジア方面への渡りの中継地としての役割を果たしている。西表島で繁殖している鳥は、これまでに39種が確認されている。

このうちカンムリワシは国の特別天然記念物に指定されているほか、キンバト、ヨナグニカラスバトは国の天然記念物に指定されている。また、これらは国内希少野生動植物種にも指定されている。リュウキュウアカショウビンは竹富町の鳥に指定されている。鳥類は、一般に移動力が高いため、西表島に固有の種はないが、渡り鳥ではないものの中には八重山諸島の固有の亜種として分けられているものがあり、オサハシブトガラスやイシガキシジュウカラ等は、その外見や色彩が本土のものとはっきり異なっている。また、カンムリワシやリュウキュウキンバトなど国の天然記念物に指定されている種をはじめ、ズグロミゾゴイなど、わが国では琉球南部にしか生息していない種がいくつかある。

(ウ) 両生類・爬虫類

在来の両生類・爬虫類は、これまでに11科26種が記録され、両生類が8種、爬虫類が18種である。そのうち日本に分布するトカゲ亜目の構成種では最大種であるキシノウエトカゲや、腹甲が蝶番状になっているヤエヤマセマルハコガメが国の天然記念物に指定されている。

西表島のほか石垣島と共通して分布する固有種（亜種を含む）として、コガタハナサキガエル、オオハナサキガエル、ヤエヤマハラブチガエル、ヤエヤマアオガエル、ヤエヤマセマルハコガメ、イワサキセダカヘビ、ヤエヤマタカチホヘビ、イワサキワモンベニヘビが生息している。これまで、外来カエルの西表島への移入としては、オオヒキガエルの繁殖・定着を阻止しているが、平成27年にはシロアゴガエルの移入が確認されており、同所的に産卵を行うヤエヤマアオガエルとの競合が懸念される。

(エ) 昆虫类等

昆虫類の種類は極めて多く、アサヒナキマダラセセリ、コノハチョウ、ヨナグニサンは、県の天然記念物に、フチトリゲンゴロウは、国内希少野生動植物種に指定されている。

西表島のみに分布、又は石垣島と共通する固有種（亜種を含む）として、トンボ類は、ヤエヤマハナダカトンボ、イリオモテミナミヤンマ（上記2種は西表島のみに分布）、ヤエヤマサナエ、ヒメホソサナエ、コナカハグロトンボ、イシガキヤンマ、サキシマヤマトンボなどが、バッタ類は、イリオモテモリバッタ（西表島のみに分布）が、セミ類は、ヤエヤマニイニイ、イシガキヒグラシ、ヤエヤマクマゼミなどが、甲虫類は、ヤエヤマコクワガタ（西表島のみに分布）、チャイロマルバ

ネクワガタ、イリオモテボタルが、チョウ類は、アサヒナキマダラセセリ、ヤエヤマウラナミジャノメ、マサキウラナミジャノメが、そのほかスジアオムカデなどがいる。

(オ) 魚類・甲殻類等

西表島の河川には多種多様な魚類、甲殻類等が生息している。特に浦内川は淡水域から汽水・海水域にまたがり魚類の種多様性が日本一高い河川とされ、源流から河口までのわずか19km足らずの流程で400種以上の生息が確認されている。特にマングローブ林内の小水路には南方系のテッポウウオやウラウチフェダイなど、河川上流部には河川陸封性のシヨキタテナガエビ、コツノヌマエビ、ヤエヤマサワガニなど希少種が生息している。

これらの多様性は、水量豊かな淡水域、広大な汽水域とマングローブ湿地、多くの支流、後背湿地と水田、河口域の干潟と内湾的環境により成り立っており、魚類・甲殻類相に強く反映されている。

3 社会情勢

(1) 産業

西表島の主な産業は、農業と観光産業が主体である。農業では、島の東部地区ではサトウキビ栽培、西部地区ではパインアップル栽培、稲作などが盛んで、近年ではマンゴーやパッションフルーツなどの熱帯果樹栽培も盛んになってきている。

産業別人口（構成比）は第1次産業が約17%、第2次産業が約10%、第3次産業が約73%となっている。主要産業は第3次産業でその中でも観光業の占める割合が高くなっており、魅力的な観光資源をもとにした観光業が盛んで、観光客数の増減が島の経済に与える影響は今後も大きいと考えられる。

(2) 土地利用と地域開発計画

ア 土地利用

西表島の土地利用は、総面積28,927haのうち、森林（林野）が27,198ha（94%）を占めており、そのうち国有林野が25,511ha（88%）を占めている。森林（林野）以外では、農地が567ha（2%）、その他の区域が4%の割合となっている。

大原、上原をはじめとする集落は、河口付近や海岸沿いに展開しており、農地はその多くが集落周辺に集中している。

島の耕地面積567haのうち、水田は77ha（14%）、畑は442ha（78%）、樹園地は48ha（8%）である。このほか牧場では主に黒毛和種が繁殖されているほか、水牛・山羊・鶏なども少数ではあるが飼育されている。これら農用地の分布については、島の南東部にサトウキビ畑、北東部から北部にかけては牧場、北西部にはパイン畑と水田が分布している。

イ 地域開発計画

1972年施行の「沖縄振興特別措置法」に基づき「沖縄振興開発計画」が策定され、1976年には沖縄県の離島振興計画を策定し、これらに基づき西表島においても地域開発が進められてきた。具体的には産業の振興、交通・通信体系の整備、水資源の開発、生活環境等の整備、自然環境と国土保全、地域の活性化等の分野別に一定の整備が進められてきており、現在の西表島がある。また、竹富町景観計画・条例の制定など、自然環境保全を重要視した施策が進められている。

(3) 利用状況

年間を通して利用の多い場所としては、遊覧船クルーズができる仲間川と浦内川が挙げられる。夏季に利用が集中する場所としては、カヌーや動力船、トレッキング、滝や川での水遊びなど自然体験ツアーで人気のある仲良川、クイラ川、大見謝川、ヒナイ川、西田川、ユチン川、前良川、後良川が挙げられる。これらの利用形態、利用者数の動向について下表に示す。地域住民等の主だった利用は、狩猟と山菜採取だが、観光客入込形態と対比すると小規模で分散しており、生態系の影響は報告されていない。

表 西表島森林生態系保護地域における主な観光利用ルートの利用形態・利用者数の動向

利用ルート (観光地)	利用形態	平成26年の利用者数 (平成16年との比較)
仲間川	・遊覧船	約16万8,000人(約2割減少)
浦内川(マリユドゥの滝・カンビレーの滝)	・遊覧船、トレッキング	約4万5,000人(約3割減少)
仲良川(ナーラの滝)	・動力船、カヌー、トレッキング	約9,600人(約9.5倍増加)
クイラ川(水落の滝)	・動力船、カヌー、トレッキング	約6,000人(約2倍増加)
大見謝川	・トレッキング、キャニオニング	約1,700人(約6倍増加)
ヒナイ川(ヒナイサーラ)	・カヌー、トレッキング、滝や川での水遊び	約1万人(約1.2倍増加)
西田川(ザンガラ滝)	・カヌー、トレッキング、滝や川での水遊び	約4,300人(約2倍増加)
ユチン川	・トレッキング	約1,200人(約1.2倍増加)
前良川	・カヌー、トレッキング	約2,400人(約2.3倍増加)
後良川	・カヌー、トレッキング	約1,100人(約1.2倍増加)

引用参考文献

環境省那覇自然環境事務所・株式会社プレック研究所. 2015. 平成26年度西表石垣国立公園西表島地域における公園利用実態等把握調査検討業務報告書

第2 保全管理に関する基本的事項

西表島森林生態系保護地域は、国有林野の保全管理に当たり、西表島の島嶼における特異な森林生態系を後世に残すことを目的に設定された。これら指定地域は、保全・修復に必要な行為のほかは、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねる「保存地区」と、保存地区の緩衝帯としての役割を果たす「保全利用地区」に区分されている。森林生態系保護地域の設定面積は22,367ha、そのうち保存地区が9,999ha、保全利用地区が12,368haとなっている。

1 保全管理の考え方と重点事項

西表島の森林生態系を後世に残すには、そこで生活する人々や観光客等による利用者、関係機関等の理解と協力が不可欠である。下記2～4に定める管理・利用の考え方を基本として、人為による影響を最小限とし、外来種の影響や利用についての定期的なモニタリングを継続しつつその結果について評価・検証し、必要に応じて対策を実施する（いわゆる「順応的管理」の実施）。また、貴重な森林生態系に対する理解を深めるための環境教育を推進する。

そして長期的には、固有種等の希少野生動植物も含め豊かな生物多様性を育む森林生態系が将来にわたって持続する島を目指すこととする。そのために、現地の実態に応じた必要な施策について、関係機関等との連携を図り実施するものとする。

2 保存地区

(1) 森林管理

保存地区は、森林生態系の厳正な維持を図ることとし、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることとする。

ただし、森林生態系を維持するために必要な次の行為については行うことができることとする。

ア モニタリングをはじめとする調査・研究

イ 非常災害のための応急措置として行う次の行為

(ア) 山火事の消火等

(イ) 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置

ウ 標識類の設置等

エ 科学的知見に基づく固有の生物多様性と森林生態系を保全・修復するために必要と認められる行為

オ その他法令等の規定に基づき行う行為

(2) 森林利用

保存地区の利用については、次の行為に限るものとする。

ア 学術研究のために行う生物遺伝資源の利用に関する行為等、公益上の理由により必要と認められる行為

イ 既設の歩道等の利用及び維持修繕

ウ ア及びイの行為に伴う標識類の設置等

3 保全利用地区

(1) 森林管理

保全利用地区は、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないよう、緩衝の役割を果たすこととする。

保全利用地区の森林については、木材生産を目的とする森林施業は行わないこととする。また、人工林については、将来的には天然林への移行を図るよう取り扱うこととする。

ただし、次の行為については行うことができることとする。

- ア 保存地区と同様の管理行為
- イ 枯損木及び被害木の伐倒、搬出

(2) 森林利用

保全利用地区の利用については、次の行為に限るものとする。

- ア 保存地区と同様の利用行為
- イ 保全利用地区の設定趣旨等に反しない範囲で行う次の行為
 - (ア) 森林環境教育及び森林レクリエーション
 - (イ) (ア)の行為のために必要な道路、建物等の設置
 - (ウ) 地域住民によるイノシシ猟及び山菜等の採取

4 その他国有林野

森林生態系保護地域に隣接するその他の国有林野においては、西表島森林生態系保護地域の保全管理等に十分配慮した管理経営を行うこととし、在来の野生生物種をはじめとする自然環境の保全に極力努めるものとする。また、契約に基づく分収造林地（132林班～134林班及び139林班～142林班）については、契約者等との協議を十分行いながら森林生態系保護地域の保全管理に十分配慮した管理経営となるよう調整を行うものとする。

第3 保全管理に関する具体的事項

1 管理に関する事項

(1) 希少種・固有種に関する事項

西表島には国内希少野生動植物種や国の特別天然記念物等に指定されているイリオモテヤマネコをはじめとする貴重な野生動植物種が数多く生息・生育している。

希少な植物の盗掘・盗採や動物の交通事故等により一部の野生動植物の生息・生育状況の悪化が懸念されている。

そこで、希少種・固有種については、以下の措置を講ずるものとする。

ア 植物種について

希少種・固有種の生育状況等について、巡視やモニタリング調査等によって把握するとともに、必要に応じて保護・保全のための対策を実施することとする。

また、希少種・固有種の盗掘・盗採防止のため、関係機関と連携し監視活動等の対策に取り組むこととする。

イ 動物種について

イリオモテヤマネコ等の希少野生動物種の生息状況等について、巡視や調査等によって把握するとともに、関係機関と連携し、必要に応じて生息環境の改善・回復を図るため森林整備等の対策を実施することとする。

ウ 旧南風見林木遺伝資源保存林区域の取扱いについて

南風見林木遺伝資源保存林はリュウキュウマツの遺伝資源の保存を目的として平成4年度に設定された保護林であるが、平成24年度より廃止され西表島森林生態系保護地域に取り込まれた。

当区域では、保護林設定時の目的に従い、リュウキュウマツとその生育環境を保全するため、これまでアダンや広葉樹等の除伐を実施しており、リュウキュウマツの林分が比較的良好な状態で維持されてきている。

今後も当区域においては、リュウキュウマツの遺伝資源の保存のため、必要な森林施業を実施するものとする。

(2) 外来種に関する事項

ア 西表島森林生態系保護地域における外来種対策の考え方

西表島の森林生態系の保護の観点から、在来種の生息・生育環境を脅かす新たな外来種の侵入や既に侵入している外来種と在来種との置き換わり、外来種と在来種との交雑等、生態系に与える影響を軽減することが必要である。そこで、関係機関と連携し、島外からの新たな移入を防ぐとともに、自然環境への侵入の監視を継続する。侵入初期の外来種については迅速に駆除等の対策を実施する。また、すでに定着している外来種については、自然環境や生態系サービスへの影響を評価することで対策の優先順位付けを行う。

駆除等の対策を実施する場合には、実現可能で明確な目標を設定し、効果の検証も並行して実施するとともに、対象外来種の駆除が他の外来種の増加を引き起こす可能性についても留意する。

また、人の活動による森林生態系保護地域への外来植物種の意図的、非意図的持ち込み防止するため、関係機関と連携し普及・啓発に取り組むこととする。

イ 西表島で確認されている外来植物

ソウシジュ、アメリカハマグルマ、センダングサ類、ギンネム、シュロガヤツリ、トクサバモクマオウ、ツルヒヨドリなど。

西表島で確認されている外来植物のうち、ほとんどの種が、路傍や造成跡、耕作放棄地等の人為の加わった環境での生育に限られ、自然環境への侵入は一部の種に限られる。トクサバモクマオウ、ギンネム、アメリカハマグルマについては、一部地域で森林生態系保護地域内への侵入が確認されている。

ウ 西表島で確認されている外来動物

森林域には、イノブタ、ノネコが生息する。また、河川には、カダヤシ、グッピー、ティラピア、コイが確認されている。水田域や集落周辺にはスクリミンゴガイ、アフリカマイマイ等が確認されている。また、石垣島で定着しているオオヒキガエルとシロアゴガエルは、物資に紛れて移入されるリスクが高く、島外からの移入防止の観点が必要であるため、これまで巡視を広域的に実施してきた。しかし、平成27年にはシロアゴガエルの移入が確認されたことにより、繁殖・定着の阻止を目的とした、迅速な初期対応を実施している。なお、シロアゴガエルはヤエヤマアオガエルと同所的に産卵を行うために競合が懸念される。

2 利用に関する事項

西表島森林生態系保護地域は、レクリエーション活動、環境教育活動、商業的活動、調査研究活動等、広く利用されているところであるが、観光利用者の増加や集中化に伴い、ヒナイ川周辺部等の一部地域ではオーバーユースによる森林生態系の劣化が懸念されている。そこで、利用による森林生態系へのインパクトの軽減を図るための措置を導入するとともに、森林生態系の維持・回復を図ることができるよう、関係機関と連携して、利用と保護の調整を図るものとする。

(1) 一般の利用に供する歩道等

ア 保存地区

(ア) 登山道等について

一般の登山者及び地域住民等による利用については、貸付等の手続が行われ、管理主体が明らかである道等に関し利用できるものとする。また、安全上の観点から、一般の登山者等が利用する際は、西表島森林生態系保護地域の保全について一定の見識を有する者（例えば自然ガイド等）が同行することが望ましい。

また、原則としてテント設営は認めない。但し、非常時においてはこの限りでない。なお、利用者の安全確保および捜索上の観点から、比較的安全で捜索もしやすい箇所について緊急避難場所として、情報提供に努めるものとする。

(イ) その他のエリアについて

原則として利用できないものとする。

イ 保全利用地区

(ア) 登山道等について

一般の登山者及び地域住民等による利用については、貸付等の手続が行われ、管理主体が明らか

である道等の他、次の要件を満たしており、従来から地元住民等による利用のある既存のルートについては利用できるものとする。

・ 次のいずれにも該当しないこと

- ①希少種に影響を与える恐れのある箇所
- ②崩壊等の危険性のある箇所

また、安全上の観点から、一般の登山者等が利用する際は、西表島森林生態系の保全について一定の見識を有する者（例えば自然ガイド等）が同行することが望ましい。

テント設営については、原則として定められた箇所で行うものとする。但し、非常時においてはこの限りでない。

（イ）その他のエリアについて

一般の登山者等が立ち入る際は原則として西表島森林生態系保護地域の保全について一定の見識を有する者（例えば自然ガイド等）が同行するものとする。

地域住民は、伝統文化の継承や地域振興の観点から必要となるイノシシの狩猟および山菜等の採取を行うことができるものとする。ただし、国内希少野生動植物種や天然記念物等に指定されている希少種の採取は認めない。

（２）調査・研究目的による利用

調査研究目的で入林する研究者等については、保護林調査申請書等必要書類を提出し、許可を得た上で入林するものとする。目的箇所までは原則歩道を利用するものとする。調査に当たっては許可条件に基づき森林生態系に悪影響を及ぼさないよう留意する。

（３）利用ルールの周知

利用者が森林生態系保護地域の保存地区・保全利用地区の位置や利用ルールについて把握できるように、関係機関と連携して効果的な周知を行うものとする。横断道等において現地表示板の設置等を行い周知を図っていくこととする。

（４）その他

森林生態系保護地域全域において、たき火は禁止とする。ただし、テント設営箇所や緊急時避難箇所等の下層植生がない場所に限り、直火とならない火器類（バーナー、ランタン、ヒーターなど）の利用については、火災の危険性に留意の上でできるものとする。

第4 推進体制等

1 保全管理委員会

西表島森林生態系保護地域の保全管理計画の運用、見直しについては、西表島森林生態系保護地域保全管理委員会設置要領に基づき設置される「西表島森林生態系保護地域保全管理委員会」において検討を行う。

2 モニタリング調査等

森林生態系の保全のため、必要なモニタリング調査等を計画的に実施するものとする。モニタリング調査等の計画及び結果は有識者による委員会等において検討し、適切な保全管理が図られるよう努めることとする。また、モニタリング調査等の結果については、広く情報提供に努めるものとする。モニタリング調査等の実施にあたっては、関係機関やボランティア等と連携し、効果的に行うものとする。

なお、以下にモニタリング調査等で特に重視する項目を例示する。

- (1) 森林・植生に関する調査（林分・植生状況調査 等）
- (2) 野生動物の生息に関する調査（イリオモテヤマネコ等の希少種、固有種 等）
- (3) 外来種に関する調査（生息・生育状況把握、希少種への影響評価、対策の優先順位付け 等）
- (4) 利用実態に関する調査（利用者数、利用方法、利用場所、植生への影響評価 等）

また、イリオモテヤマネコ等の希少野生動植物種を対象とした生息・生育状況の把握および希少種の盗掘・盗採防止等を目的とした巡視について、関係機関等との連携を図りつつ実施することとする。

3 情報提供・普及啓発

西表島の森林生態系に関する各種情報を収集管理し、必要に応じて公開するとともに、広く国民に普及啓発するため、看板・標識の設置、PR紙の発行、ホームページへの掲載等を、関係機関等との連携を図りつつ行うものとする。情報提供にあたっては、窓口を分かりやすくする工夫をし、利用者が様々な新しい情報にアクセスしやすいようにするものとする。

4 関係機関等との連携

NPO等との連携を深めるほか、ボランティアによる希少野生動植物種を対象とした巡視活動など、活動の場の提供等を行う。

5 世界自然遺産との関係

現在、西表島は世界自然遺産候補地としての保全管理方策の検討が行われている。検討にあたっては、本計画との整合を図りつつ、関係機関と連携して対策を進めるものとする。なお、世界自然遺産の管理方針や現地の状況等を踏まえた上で、本計画は必要に応じて見直しを行うものとする。

保存地区における緊急時避難箇所及び保全利用地区におけるテント設営可能箇所



- テント設営可能場所
- 緊急時避難場所

